

入札監理小委員会における審議結果報告

労働保険加入促進業務

厚生労働省の労働保険加入促進業務については、公共サービス改革基本方針（別表）において、平成 26 年 4 月から平成 28 年 3 月までの 2 年間を契約期間として、民間競争入札を実施することとされている。

当該民間競争入札実施要項（案）を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を下記のとおり報告する。

1. 確保されるべき公共サービスの質について

【論点】

- ① 加入勧奨活動については目標数が設定されているが、目標数を上回る勧奨活動を行った場合、上回った部分の加入勧奨推進費は支払われるのか。
- ② 支払われない場合、このことをどのように民間事業者に周知するのか。

【対応】

- ① 本業務については、定められた委託費の範囲内で事業が実施されるため、目標数を著しく上回る勧奨活動を実施したことにより、契約額を上回る費用が発生する場合であっても、契約変更を行って増加分の加入勧奨推進費を支払うことはない。
ただし、委託費の加入勧奨推進費以外の費目において精算が行われた結果、契約額の範囲内で残額が生じた場合には、その残額を上限として、目標数を上回った部分の加入勧奨推進費を支払う。
- ② この点については、入札説明会や募集要項を配布する際の説明の中で、民間事業者に対し周知等を行うことで対応することとする。

2. 意見募集（パブリックコメント）について

平成 25 年 8 月 13 日から 8 月 26 日までの 2 週間にわたり、意見募集（パブリックコメント）を行ったが、意見は寄せられなかった。

以上